

～新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方への支援策～  
業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

## 申請受付期間・助成対象期間を延長します

都内飲食事業者を対象とした【業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）】について、申請受付期間及び助成対象期間を延長することとしましたので、お知らせします。

### 変更点

#### ●申請受付期間

〔変更前〕 【第17回(最終)】令和2年12月29日(火)～令和3年2月26日(金) 【必着】  
〔変更後〕 【第18回(最終)】令和3年2月27日(土)～令和3年4月30日(金) 【必着】

※受付回数を1回増とし、最終受付日を令和3年4月30日に延長しました。

#### ●助成対象期間

〔変更前〕 交付決定日から令和3年4月30日(金)まで  
〔変更後〕 交付決定日から令和3年6月30日(水)まで

### 助成金の概要

- (1) 助成対象： 東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む。）
- (2) 助成内容： 新たにテイクアウト、宅配、移動販売を開始する際の初期経費等
- ・主な助成対象経費：①販売促進費（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等）  
②車両費（宅配用バイクリース料、台車 等）  
③器具備品費（WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）  
④その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等）
  - ・助成限度額： 100万円
  - ・助成率： 助成対象経費の5分の4以内
  - ・助成対象期間： 交付決定日から令和3年6月30日(水)まで（ただし、着手日から最長3カ月間）  
※令和2年11月1日以降で交付決定前に着手した経費も実施の確認ができれば対象とすることができます。
- (3) 最終受付期間：【第18回】令和3年2月27日(土)～令和3年4月30日(金) 【必着】  
※現在、【第17回】(令和2年12月28日(月)～令和3年2月26日(金))の申請受付中です。  
以降の受付期間は、東京都中小企業振興公社HPに掲載されている募集要項でご確認ください。
- (4) 申請方法：①東京都中小企業振興公社HPから募集要項、申請書をダウンロード  
詳細は公社HP「業態転換支援事業」掲載の募集要項をご覧ください  
(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>)  
②募集要項をご覧いただき、申請書を作成  
③申請書及び添付書類を記録が残る簡易書留等の方法により公社宛に送付  
<送付先> 〒101-0024  
東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階  
公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当



#### 【問い合わせ先】

(事業全般に関すること)

産業労働局商工部経営支援課

TEL 03-5320-4791

(助成金の申請に関すること)

公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課

TEL 03-5822-7237

## 中小企業等による感染症対策助成事業 申請受付期間を延長します！

東京都及び東京都中小企業振興公社は、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った取組等への助成事業について、申請受付期間を延長しますので、お知らせします

### 変更点

- ・ 申請受付期間 [従 前] 令和3年1月4日(月)から令和3年2月26日(金)まで(必着)  
[変更後] 令和3年1月4日(月)から **令和3年4月30日(金)まで(必着)**
- ・ 助成対象期間 [従 前] 令和3年1月4日(月)から令和3年4月30日(金)まで  
[変更後] 令和3年1月4日(月)から **令和3年6月30日(水)まで**

### 募集概要(変更後)

#### (1) 事業内容

##### 〔共通条件〕

- 助成対象者：都内中小企業者(会社及び個人事業主)、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、中小企業団体等
- 助成内容：ガイドライン等に基づく感染予防対策に必要な費用
- 助成率：2/3以内

区分	(A) 単独申請 【対象】備品購入、内装・設備工事	(B) グループ申請 【対象】消耗品の共同購入
利用条件	個別の中小企業者等による単体申請	3事業者以上の中小企業者等による共同申請
対象経費	<b>備品購入費</b> (例)サーモカメラの購入等 (注)1点あたり購入単価が10万円(税抜)以上 <b>内装・設備工事費</b> (例)換気設備やパーティションの設置工事等	<b>消耗品の共同購入費</b> (例)アクリル板、消毒液、CO2濃度測定器の購入等 (注)1点あたり購入単価が10万円(税抜)未満
助成限度額	<b>50万円</b> (申請下限額10万円) ・内装・設備工事を含む場合は <b>100万円</b> ・換気設備の設置を含む場合は <b>200万円</b> ※上記の助成限度額は、1店舗(事業所)ごとに適用されます。	<b>30万円</b>

※ 1事業者につき最大で、各コース1回ずつ助成が受けられます(申請内容の重複は不可)。

(2) 申請受付期間 令和3年1月4日(月)～**令和3年4月30日(金)**

(3) 助成対象期間 令和3年1月4日(月)～**令和3年6月30日(水)**

#### (4) 申請方法

① 東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード  
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kansentaisaku.html>

② 申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付

＜お問い合わせ窓口＞ 中小企業等による感染症対策助成事業事務局

電話 03-4477-2886



#### 問い合わせ先

(事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4714

(助成金に関すること) 東京都中小企業振興公社

電話 03-4477-2886

## タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業 (新型コロナウイルス感染症緊急対策) 補助金 申請受付及び補助事業実施期間を延長します！

東京都と公益財団法人東京観光財団は、タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)補助金について、申請受付及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

### 変更点

【申請受付期限】 変更前：令和3年2月26日(金)まで  
変更後：令和3年4月30日(金)まで

【補助事業実施期間】 変更前：交付決定日から令和3年4月30日(金)まで  
変更後：交付決定日から令和3年6月30日(水)まで  
※令和3年1月以降申請受付分のみ変更後の補助事業実施期間とします。

### 補助金の概要

#### 1. 補助対象となる事業者

以下のすべてに当てはまる事業者

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であって、事業の停止処分等を受けていないこと。
- (2) 東京都内で、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第2条第1項又は同法施行規程第2条第3号に該当する事業を実施していること。

#### 2. 補助対象となる車両

補助事業者が使用し、都内に使用の本拠の位置がある車両であって、申請日時点で国土交通省関東運輸局に一般車両として登録されている車両

#### 3. 補助内容

補助対象事業者が、道路交通法他関係法令を遵守した上で実施する、補助対象車両内における運転席と後部座席等を隔離する感染症の飛沫感染防止策

補助対象経費	製品購入費(加工費、設置費、原材料の購入費含む) 委託費(製品調達・加工・設置に係るもの)
補助率	5分の4以内(100円未満切捨て)
補助限度額	1台あたり8,000円
補助事業実施期間	交付決定日から <u>令和3年6月30日(水)まで</u> (令和3年1月以降申請受付分について適用) ※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した事業も、実施の確認ができれば対象とすることができます。

#### 4. 申請受付期限

令和3年4月30日(金)まで ※消印有効

#### 5. 申請方法

(公財)東京観光財団ホームページから、申請書様式類をダウンロードした上で、必要書類を作成し、「簡易書留」により以下の宛先まで送付してください。なお、タクシーの事業者団体・協同組合(支部)に所属している事業者につきましては、団体等を経由した申請をお願いしております。

【送付先】〒162-0801 東京都新宿区山吹町3-4-6 番地6 日新ビル5階

(公財)東京観光財団 地域振興部観光インフラ整備課 タクシー事業者向け緊急支援担当

詳細は、(公財)東京観光財団ホームページをご覧ください。

<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-taxi/>



#### 【問い合わせ先】

(事業全般に関すること) 産業労働局観光部受入環境課 電話 03-5320-4771

(申請に関すること) (公財)東京観光財団 地域振興部観光インフラ整備課 電話 03-5579-8463

## バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

## 申請受付及び補助事業実施期間を延長します！

東京都と公益財団法人東京観光財団は、バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）について、申請受付及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

## 変更点

- 申請受付期限 (変更前)令和3年 2月26日(金)まで  
**(変更後)令和3年 4月30日(金)まで**
- 補助事業実施期間 (変更前)交付決定日から令和3年4月30日(金)まで  
ただし、下記2 (2) ①イを実施する場合は5月31日 (月) まで  
**(変更後)交付決定日から令和3年6月30日(水)まで**  
※令和3年1月以降申請受付分について適用

## 募集の概要

- 1 補助対象者 都内に営業所があるバス事業者等
- 2 支援内容
- (1)補助対象事業 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止策
- (2)主な補助対象経費
- ① 観光バス等の乗客及び乗務員双方の安全安心を確保するための事業  
ア バス車両内において感染症の拡大防止のための備品調達（感染防止仕切り板、サーモグラフィー）等  
イ バス車両内の安全・安心の向上を確保するための設備設置（高効率空気清浄機等）
- ② バス等に係る風評被害払拭のための広告宣伝などの事業
- (3)補助率・補助限度額 事業経費の4/5以内（補助限度額：1台当たり8万円）  
ただし、①イを実施する場合は、1台当たり30万円までとする。
- (4)補助事業実施期間 **交付決定日から令和3年6月30日(水)まで**  
※令和3年1月以降申請受付分について適用します。  
※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した事業も実施の確認ができれば対象とすることができます。
- 3 申請受付期限 **令和3年4月30日(金)まで（消印有効）**
- 4 申請方法 必要事項をご記入の上、**郵送(簡易書留)**により、提出してください。
- 5 申請先 (公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課バス事業者向け緊急支援担当  
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階  
※申請書類や手続き方法等については、(公財)東京観光財団ホームページ



## 【問い合わせ先】

&lt;事業全般について&gt;

産業労働局 観光部 受入環境課

電話 03-5320-4881

&lt;申請方法等について&gt;

(公財)東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課

電話 03-5579-8463

# 宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

## 申請受付期間・補助事業実施期間を延長します！

東京都と公益財団法人東京観光財団は、宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入等の支援を実施しています。このたび、申請受付期間及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

### 変更点

- 申請受付期限 (変更前) 令和3年2月26日(金)まで  
(変更後) 令和3年4月30日(金)まで
- 補助事業実施期間 (変更前) 交付決定日から令和3年4月30日(金)まで  
(変更後) 交付決定日から令和3年6月30日(水)まで

### 募集の概要

1 補助対象者 都内の宿泊施設を運営する宿泊事業者

### 2 支援内容

#### 都内宿泊施設における感染拡大防止策に対する支援

(1)アドバイザー派遣 宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む際、希望者には専門家がアドバイスをを行います。上限5回(無料)

#### (2)施設整備等に対する補助

①主な補助対象経費 都内宿泊施設において、感染症の拡大防止のために行う非接触型サービスの導入費用や感染症防止策に係る費用  
(導入事例) 自動チェックイン機、非接触体温計、サーモグラフィカメラの導入  
フロントの仕切板、消毒液自動噴霧器 等

②補助率・補助限度額 補助対象経費の2/3以内(補助限度額:1施設あたり200万円)

③補助事業実施期間 交付決定日から令和3年6月30日(水)まで

※令和2年5月14日以降で交付決定前に着手した事業も実施の確認ができれば対象とすることができます。

3 申請受付期限 令和3年4月30日(金)まで(消印有効)

※ただし、募集期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

4 申請先 (公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課宿泊事業者向け緊急支援担当  
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階

【問い合わせ先】  
<事業全般について>  
産業労働局 観光部 受入環境課  
電話 03-5320-4674

<申請方法等について>  
(公財)東京観光財団  
地域振興部 観光インフラ整備課  
電話 03-5579-8463

